

第14回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成30年9月27日

午前10時00分～午前11時02分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
阪口 正明	小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎
望月 信雄	鈴木 和幸	吉田 真利子	齋木 弥

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第51号 農用地等の利用調整申出について

議 長 只今より第 14 回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。日程 1、議事録署名委員の指名については、5 番元山委員さん、6 番阪口委員さん、よろしくお願いいたします。日程 2、「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無し、ということで、本日 1 日限りといたします。次日程 3、諸般報告でございますが、新木委員さんが少し遅れると連絡がございました。次日程 4、「会務報告」局長よりお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、第 13 回農業委員会総会以降の会務についてご報告申し上げます。まず、整理番号 1 番、8 月 27 日、第 13 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されております。委員 12 名と事務局が対応しております。同じく 2 番、9 月 14 日、現地調査を札友内地区で行っております。第 3 ブロックの委員さんと事務局が対応しております。以上、簡単でございますが会務報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程 5、報告第 30 号「平成 30 年度東北北海道農業活性化フォーラム出席報告について」5 番元山委員さんお願いします。

元 山 委 員 5 番元山です。8 月 24 日札幌コンベンションセンターホールで行われた、東北北海道農業活性化フォーラムに、塩沢会長、新木委員、小林委員、私と事務局 2 名、計 6 名で参加いたしました。当日は台風並びに温帯低気圧が近づいており、公共交通機関が大変厳しい状況でしたが、役員各委員約 1,200 名が道内並びに東北地区から参加いたしました。一般社団法人北海道農業会議代表理事多田正光氏よりあいさつがあり「本年 8 月末までにおいては東北北海道が全て新体制となり、今後も農地業務や農政に対して、委員に対して求められる責務を積極的に果たしていこう」という言葉をいただきました。来賓あいさつでは、阿部副知事が高橋知事の祝辞を紹介していただき、秋元札幌市長の祝辞におきましては、司会者より紹介いただきました。一般社団法人全国農業会議所事務局長伊藤嘉郎氏による情勢報告として、「全国では新制度は 10 月末において完全に移行するとのことで、これからは農業委員会法第 6 条第 2 項を基本に、①遊休農地の発生防止と解消②農地利用集積と集約化③高齢化や担い手不足に対応した新参入者の促進が今後大きな鍵となっていくとのご提示がございました。基調講演としましては、北海道大学大学院農学研究院副研究委員長野口伸氏による、「スマート農業を活用した農地の有効利用について」ICT やドローン、自動運転などの最新テクノロジーの利用方法がいくつか提案されました。また、事例発表においては、岩手県岩手町農業委員会農地利用最適化推進委員の遠藤美江子氏による「農地集積、集約化の取り組みについて」宮城県仙台市農業委員会会長佐々木均氏による「被災地農業復活までの道のり、担い手は農業復活の原動力。農業委員会の果たすべき役割」そして北海道きたみらい農業協同組合考査役舟木浩氏による「大規模な農地集積による地域農業を次世代へつなぐ挑戦、農事組合法人勝山グリーンファームの取り組み。」について 3 名より事例発表が行われました。北海道内東北地方において状況諸事情が色々あり、情報収集に良い聞き取りの場でもあり、今後は新しい形でも良いから提供していただいたら良いなと思いつつ今回の報告とさせていただきます。以上でございます。

議長 はい、有難うございました。報告第 30 号を報告済みとさせていただきます。次日程 6、報告第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて」事務局説明をお願いします。

事務局 それでは総会資料 3 ページをお開き願いたいと思います。報告第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請取り下げについて」農地法第 5 条の規定による、農地転用の許可申請のありました下記の農地につきまして、取り下げの申し出がありましたので報告する。平成 30 年 9 月 27 日。弟子屈町農業委員会会長。
先月の第 13 回総会議案第 46 号で議決されました、〇〇〇〇の農地法第 5 条の申請について、取り下げの申請の提出がありました。取り下げ書は次の 4 ページについてございます。所在は弟子屈町字〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡でございます。申請内容は牛舎の建設、取り下げ事由は適用法を農地法第 5 条としないため。となっております。以上報告第 31 号の説明とさせていただきます。

議長 暫時休憩いたします。
(休 憩)

議長 再開いたします。報告第 31 号について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議長 はい、異議なし。ということで報告第 31 号を報告済みとさせていただきます。次日程 7、議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

事務局 総会資料 5 ページをお開き願いたいと思います。議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」農地法第 5 条の規定による農地等の転用のための権利設定の許可申請があった下記のものについて意見を求める。平成 30 年 9 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
今月 5 条申請は 2 件ありますが太陽光発電に係る送電線埋設設置工事に係る一時転用で同事業によるものです。
それでは申請番号 1 番の説明をいたします。権利は賃貸借。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の字〇〇〇〇ほか 2 筆。計 3 筆。公簿地目は畑及び山林、現況地目はすべて畑でございます。申請面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡でございます。事業主体は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏でございます。農地区分、転用種類につきましては農用地区域内農地の一時転用。用途は太陽光発電送電線整備。施設は送電線（埋設）となっております。事業期間は意見書に記載がありますが、許可日から平成 31 年 4 月 30 日まで。所用面積は〇〇〇〇㎡となっております。事業費につきましては自営線工事費〇〇〇〇円。土地代として〇〇〇〇円で合計〇〇〇〇円となっております。すべて自己資金で対応することとしております。カッコ内の数字はそれぞれ同じ事業ですので、各それぞれの申請者に対する土地代の金額となっております。
続いて申請番号 2 番でございます。所在は〇〇〇〇氏所有の字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿地目雑種地、現況地目畑でございます。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡でございます。以降内容については申請番号 1 と同様となっておりますので説明は省略いたします。

図面につきましては、6 ページを参照願います。あと全体図面として今日お渡しした追加資料ということで、申請箇所とソーラーパネル設置個所の全体的な相対図面を追加して添付させていただいておりますのでそれをご参照願えればと思います。

7 ページ 8 ページとなります。意見書案でございます。貸主名は異なりますが同事業であるため、同一の内容となっておりますためまとめて説明とさせていただきます。

事業計画につきましては説明済みですので省略とさせていただきます。農地の区分についての判断といたしましては、農用地区域、面積は〇〇〇〇㎡、該当事項とした判断理由としては、申請地は弟子屈町役場から東方向へ約 4.5 km に位置する農振農用地区域内の農地である。農地転用に関する許可基準からみた意見としまして、検討事項農地の区分と転用目的といたしまして、当申請は、農地の一部に埋設型送電線を設置する工事のためのものである。埋設のため工事後においては採草地としての活用が可能であり農地としての機能を低下することがないことから、転用はやむを得ないものと思われる。としております。資力及び信用につきましては問題ございません。このスカイソーラー・ジャパン資金残高証明書をいただいております確認も済んでおります。下段の方になります。一時転用である場合にはその妥当性ということで、送電線埋設後は農作業に影響を及ぼさないよう、転用前の状態に復旧するよう確約書をいただいております。この確約書につきましては、それぞれ申請者とこの会社事業主とですね、土地の賃貸借契約によって契約を交わされているのですけれども、この土地の契約書にも明記されているということで確認はとれております。8 ページの意見書につきましても、同等となっておりますので、説明は割愛させていただきます。この 2 件の一時転用につきましては、議決されましたら、北海道農業会議に意見聴取後、何ものなければ北海道へ申請する予定でございます。以上、議案第 49 号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、現地委員さんの報告をお願いいたします。4 番江上委員さんをお願いいたします。

江 上 委 員 4 番江上です。申請番号 1, 2 番の現地調査は、8 月 14 日に実施しております。現地調査委員は元山委員、鈴木委員、私と事務局です。塩沢会長は所用のため欠席しております。この申請は太陽光発電の送電線工事による一時転用であります。送電線は埋設型であり、工事期間も採草時期と重ならないよう調整し、所有者とも同意を得られている状況であること。また工事後は通常どおり採草地として利用可能な計画であり問題なしと判断いたしました。申請が 2 件ありますが同じ事業、同じ内容ですのでまとめて現地報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。それではここで質疑を受けたいと思います。申請番号 1 番 2 番について、何かご質問ございますか。暫時休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。申請番号 1 番 2 番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 49 号を決定とさせていただきます。次日程 8、議案第 50 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定につ

いて」事務局説明をお願いします。

事務局 はい、それでは9ページをお開きください。議案第50号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成30年9月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。

今回の総会に提案されております申請につきましては、利用権設定の申請が2件でございます。整理番号1番2番につきましては、7月開催の第12回総会において公益財団法人北海道農業公社と買入協議及び農地売買支援事業によって、北海道農業公社へ所有権移転した経緯につきまして利用権設定の申請でございます。整理番号1番2番の貸付人につきましては、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長竹林孝氏でございます。

整理番号1番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか4筆、合計で〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。利用目的は普通畑。借受け人、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成30年9月27日から平成35年7月26日までの約4年10か月間でございます。図面につきましては、10ページをご覧ください。

申請番号2番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇ほか2筆、合計で〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。利用目的は牧草畑。借受け人、字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成30年9月27日から平成35年7月26日までの約4年10か月間でございます。図面につきましては、11ページをご覧ください。〇〇〇〇氏につきましては、〇〇〇〇氏と共に認定農業者の共同申請をしており、〇〇〇〇氏の後継者でもありますことを申し添えます。

また、別紙資料には、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書が表示されております。いずれも各項の要件に該当しておりますのでご参照いただきたいと思います。以上、ざっぱくな説明でございますが、ご審議の上、ご決定賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告は以前行っておりますので省略いたします。それではここで質疑を受けたいと思います。整理番号1番2番について、何かご質問ございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで議案第50号を決定させていただきます。次日程9、議案第51号「農用地等の利用調整申出について」事務局説明をお願いします。

事務局 それでは12ページをお開き願います。議案第51号「農用地等の利用調整申出について」農業経営基盤強化促進法第15条の規定に基づき申出あった下記の農用地等の利用調整について、調整候補者名の選定及び調整委員を指名する。平成30年9月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。

申出の件数につきましては1件でございます。整理番号1、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の土地でございます。申出の種類につきましては、譲渡でございます。申出の所在、字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。申出人につきましては、ご本人の〇〇〇〇〇氏でございます。希望価格につきましては、〇〇〇〇円の希望でございます。図面につきましては13ページをご覧ください。調整候補者名につきましては、札友内地区一円の認定農業者としております。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、公益財

団法人北海道農業公社、3 個人 1 法人を調整候補者といたしました。以上、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。1 番吉田委員さんよろしく願いいたします。

吉 田 委 員 1 番吉田です。現地調査は、9 月 14 日に齋木委員、渡邊委員、私と事務局で実施いたしました。上西代理は所用により欠席しております。
申出者の〇〇〇〇さんは離農後、所有農地を複数の方と賃貸借を結び管理しておりましたが、本地は地質が悪く、使用しづらいとして現在は〇〇〇〇さん本人が管理していた土地であります。ご承知のとおり〇〇〇〇さん所有の農地につきましては、利用調整によりそれぞれ整理しております。利用調整の候補者につきましては、隣接に営農所有者がいないことから、札友内地区一円といたしました。以上簡単でございますが、現地調査の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。それではここで候補者指名ということで札友内地区一円、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん 3 個人と、北海道農業公社 1 法人、ということよろしいでしょうか。はい、1 番吉田さん。

〇 〇 委 員 〇〇〇〇です。候補者より辞退いたします。

議 長 〇〇〇〇委員さんの方から調整候補者から辞退する。とのことから〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん 2 個人と北海道農業公社 1 法人ということよろしいでしょうか。はい、7 番望月さん。

望 月 委 員 7 番望月です。この地区は隣接近くで利用されている人も候補者になるっていう話ではなかったですか。

事 務 局 前回の取り決めで、隣接所有者がいるかどうか。あと当該地を借りているかどうか。ということで今回精査させていただいて、今回このような名簿になっております。

望 月 委 員 分かりました。

議 長 よろしいでしょうか。調整候補者名はよろしいでしょうか。それでは調整委員の指名ということで、局長よりお願いいたします。

事 務 局 長 それでは調整委員を指名したいと思います。担当第 3 ブロックの委員さんをお願いしたいと思います。吉田委員、齋木委員、渡邊委員、上西委員 4 名をお願いいたします。

議 長 はい、ただいま局長の方から報告がございました。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、指名調整委員さんよろしく願いいたします。それでは議案第 51 号についてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定いたします。次日程 10、協議 2「平成 30 年度農地パトロール（利用状況調査）の実施について」

事 務 局 それでは今日お配りしております資料「平成 30 年度農地パトロール（利用状況調査）の実施について」実施要領案でございます。今年度もこれは絶対やらなくてはならない農業委員さんの実務となっておりますので、10 月を時期にやりたいと思います。今のところ内容等は変わりません。あと 10 月今後の総会で上がってきそうな申請、申請があった場合の現地調査も 10 月の分も含んで実施したいと考えております。転用があった土地、農地はどうだろうかという土地を全体的にくまなく回って行きたいと考えております。期間でございますが、車の配車の関係もございまして、5 日 9 日 15 日 16 日のいずれかとさせていただいております。車の配車上この 4 日間でお願いしたいと、また 5 日に行うと 10 日までが申請受付なので農地パトロールが終わった後、現地調査になるということもあり得るので、極力 3 日間しかないのですけれども決めていただきたいと思います。

議 長 暫時休憩します。

（休 憩）

議 長 再開いたします。

事 務 局 協議していただいたので、第 1 ブロックが 10 月 9 日の火曜日、第 2 ブロックが 10 月 16 日の火曜日、第 3 ブロックが 10 月 15 日の月曜日ということで実施いたします。農政の職員、JA 摩周湖の職員も同行しまして開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、協議については決定いたします。休憩いたします。

（休 憩）

議 長 再開いたします。本日日程 1 から日程 10 まで全て決定いたしました。これにて第 14 回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。ご苦労様でした。

午前 11 時 03 分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 元山 義久

議事録署名委員 阪口 正明